

役員等の構成の変化などに関する  
第16回インターネット・アンケート集計結果  
(指名委員会等設置会社版)

平成27年12月15日  
公益社団法人 日本監査役協会

## 目次

総括	3
アンケート実施状況	8
回答会社属性	9
<b>I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について</b>	10
問1-1 取締役・執行役の人数の変化	10
問1-2 三委員会の委員構成	10
問1-3 委員会の兼務状況(社外委員)	11
問1-4 委員会の兼務状況(社内委員)	12
問1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無	13
問1-6 「社外」監査委員の前職又は現職	13
問1-7 「社内」監査委員の前職	14
問1-8 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職	14
問1-9 社外取締役と会社との関係	15
問1-10 女性役員的人数	15
問1-11 独立役員の出出状況	17
問2-1 監査委員会の委員長・議長	17
問2-2 監査委員会における議事原案作成者	17
問3-1 監査委員会事務局スタッフ(監査委員会の補助使用人)の人数	18
問3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署	18
問3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	19
問4-1 内部監査部門の人数	20
問4-2 内部監査部門トップの役職	20
問4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無	20
<b>II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について</b>	21
問5 事業報告	21
問6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議	23
問6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目	24
問6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	25
問6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示	25
問6-5 内部統制システムの新方針の事業報告への記載	25
問7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議	26
問7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整	26
問7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記	26
問8-1 決算短信作成の有無	27
問8-2 決算短信の取締役会付議状況	27
問8-3 監査委員会の決算短信の監査	27

問8-4	決算短信の監査内容	28
問9-1	有価証券報告書の作成の有無	28
問9-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	28
問9-3	有価証券報告書の提出時期 1	29
問9-4	有価証券報告書の提出時期 2	29
問9-5	有価証券報告書の監査	29
問9-6	有価証券報告書の監査内容	30
問10-1	株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無	30
問10-2	株主総会における監査委員会に関連した質問の有無	30
問10-3	株主総会における監査委員会に関連した質問内容	31
問10-4	株主総会における監査委員会に関連した質問への回答	31
<b>Ⅲ 監査委員会の日常監査について</b>		<b>32</b>
問11	他の委員会との連携の状況	32
問12-1	取締役会における監査委員の発言状況	32
問12-2	取締役会における監査委員の発言の内容	33
問12-3	個別事象に対する監査委員の対応	34
問13-1	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無	34
問13-2	会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期	35
問13-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	35
問13-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	36
問13-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	36
問13-6	会計監査人の報酬額の取締役会付議状況	37
問13-7	会計監査人の選任又は再任	37
問13-8	会計監査人の再任に関する監査委員会における審議等	37
問13-9	会計監査人の再任に関する監査委員会の決定	38
問14-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	39
問14-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	39
問15-1	監査委員会への報告体制の構築運用状況	40
問15-2	監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況	40
問15-3	監査委員会の費用等に係る体制の構築運用状況	40
問16-1	内部通報制度の有無	41
問16-2	監査委員会への通報窓口の有無	41
問17-1	監査委員の報酬等の制度	42
問17-2	監査委員への賞与の支給の有無	42
問17-3	監査委員の年額報酬額	43
問17-4	監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル	44
問17-5	三委員会の委員の手当	44
<b>Ⅳ 会社法改正の影響について</b>		<b>45</b>
問18-1-1	監査等委員会設置会社への移行予定	45

問18-1-2	監査等委員会設置会社への移行の検討	45
問18-2	社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失	46
問18-3	会計監査人選任議案の決定プロセス	46
問18-4	責任限定契約 1	47
問18-5	責任限定契約 2	47
問18-6	コーポレートガバナンス・コードへの対応	48

## 総括

### I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

#### 1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で 10.28 人と増加しているが、前回とほぼ同様の水準にある。また、社外取締役の平均人数は 5.34 人、社外取締役の割合は 52.0%と前回より微増している。ただし、社外取締役が過半数の会社の割合は 48.3%と前回から 3.7 ポイント減少している。執行役の人数平均は 14.59 人で、取締役兼務者は 3.21 人と前回より微減しているが、ほぼ同様の水準にある(問 1-1)。
- 監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多いことは社外監査委員の場合と同様であるが、監査委員以外の場合は前回から 15 ポイント増加して 53.8%となったのに対し、社外監査委員の場合は減少して 24.7%にとどまっている。期待される役割の相違が影響しているものと考えられる(問 1-6 参照)(問 1-8)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目のなかでは、「上記 1~8 に該当せず会社と全く無関係」が最も多く 3.5 ポイント増加して 38.7%、次に「人材派遣業等の紹介」が 5.5 ポイント増加して 10.3%、「日本経団連等財界活動」が 5.0 ポイント増加して 9.0%となった。また、「会社の資本・取引関係」が前々回 32.9%→前回 24.8%(8.1 ポイント減少)→今回 15.5%(9.3 ポイント減少)と連続して減少しており、今回の会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる。(ただし、「CEO・役員の個人的知己・友人」はやや増加している。)改正会社法施行により、今後さらに影響が出てくるか注視する必要がある(問 1-9)。
- 女性役員がいる会社数は、直近の株主総会を経て 1 社の増加にとどまるものの、全体で 6 割以上に達し、監査役(会)設置会社(18.6%)より多くなっている(問 1-10。「第 16 回インターネット・アンケート監査役(会)設置会社版」(以下、監査役(会)設置会社版という)問 1-6①参照)。
- 独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は 4.64 人(うち 2.60 人が監査委員)であり、増加傾向にある(前々回 3.85 人→前回 4.05 人)(問 1-10)。
- 全ての委員会設置会社に内部監査部門が設置されていることは前回同様である。スタッフの平均人数は前回から 5.22 ポイント増加し 29.34 人となっている(問 4-1)。

#### 2. 監査委員会をめぐる状況

- 監査委員会では全体の 65.5%の会社で社外委員が委員長を務めており、非上場会社では前回同様全社が社外者で、社外者が中心となり委員会の運営がなされていることが分かる。なお、監査等委員会設置会社では、社内監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が 6 割以上を占めている(問 2-1)。「第 16 回インターネット・アンケート監査等委員会設置会社版」(以下、監査等委員会設置会社版という)問 1-9-1 参照)。
- 監査委員会は、常勤者の構成比が全体で 9.2 ポイント増加して 36.1%、常勤がいる会社は 10.2 ポイント増加し 86.2%となっている(問 1-2)。
- 社外監査委員の前職・現職としては、上場会社においては、「会社と無関係な会社の役職員」、「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「大学教授」といった比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多く、特に「大学教授」は倍近く増加し 12.7%となった。また、非上場会社においては、前回は選択肢 2 の親会社以外のグループ会社からの派遣が一定数あったが、今回は「6. 会社と無関係な会社の役職員」及び「8. 弁護士」が最も多く、それぞれ 28.6%であった。会社法改正により社外要件が厳格化されたことが影響しているものと考えられる(問 1-6)。
- 社内監査委員の前職は執行役以上の要職についていたケースが多い(問 1-7)。

- 社外委員の委員会の兼務状況としては、どの委員会の組み合わせも一定数存在するが、前回同様「4. 指名＋報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった。全体では62.1%と前回からやや微減している(問1-3)。
- 社内委員の委員会の兼務状況は、「指名委員会＋報酬委員会」の兼務者がいる会社の比率が減少しているものの、依然として最も多く51.7%であった。他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる(問1-4)。
- 取締役指名の際の委嘱委員会の明示については、全体で「全委員会の全委員について明示していた」が58.6%、「全委員会の全委員について明示していなかった」が31.0%と前回同様両極に分かれているが、明示が増加の傾向にある(問1-5)。
- 監査委員会事務局スタッフを置いている会社は89.7%と大多数を占めており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様である(問3-1①)。「監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は3.9ポイント増加し、75.9%となったが、平均人数は4.22人から4.18人に減少している。「その他部署との兼務スタッフ」は前回同様7社であり、また、他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためと考えられる(問3-1②)。
- 監査委員会事務局スタッフの兼務部署は、上場会社では「内部監査部門」が最も多い(73.3%)状況は前回と同様であるが、「法務系」がいなくなり、代わって「経営企画系」が0人から2人となっている(問3-2)。
- 69.2%の会社が「専属・兼務に関わらず同意権等がある」としており、専属のみを含めると全ての会社が同意権等を有している(問3-3)。
- 監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が82.8%と前回同様最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問2-2)。
- 監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体で6社増加し34.5%となっている(問4-3)。

## II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 1. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は79.3%あり、多数を占めている(問5①)。知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向である。特に「非常勤社外監査委員」が6.0ポイント増加して7割に達している(問5②)。
- 財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。次に多いのが「弁護士として相応の経験を有する」であり、前は5番目であったが7.4ポイント増加して18.5%となった。知見者としての記載の大半が非常勤社外者であるが(問5②参照)、非常勤社外社として公認会計士や弁護士を選任する傾向があるためと考えられる(問5③)。

### 2. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」会社は8割以上を占めている。「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」を含めると96.6%の会社が内部統制システムに関する会社法の改正を意識して見直しを行っていると思われる(問6-1)。

- 会社法改正により追加された項目を見直した会社が 6 割を超え、全体で 83.3%と最も多かったのが「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」及び「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」であった。3番目は「監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で 79.2%、4番目は「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」で 66.7%となった。また5番目は改正前から重視されていた「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」であり、約 7 ポイント増加して 62.5%となった(問 6-2)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機として、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が 34.7 ポイント増加し 45.8%と最も多くなっている。内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「監査委員会の要請に基づいて見直した」と「監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数が 4 社から 11 社に増加しているものの、割合は 44.4%から 45.8%にとどまっており、監査役設置会社の監査役の場合の 52.8%より低くなっている(監査役(会)設置会社版問 5-3 参照)。指名委員会等設置会社の場合、比較的規模の大きい会社が多く、管理部門が充実しているためと考えられる(問 6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「十分に記載されている」及び「ある程度記載されている」が、前回 17 社(68.0%)→今回 18 社(62.1%)と比率が低下しており、監査役設置会社の 64.6%を下回っている(監査役(会)設置会社版問 5-4 参照)。「記載されていない」が約 6 ポイント増加し 37.9%となっている。会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務づけられたこともあり、今後注視する必要がある(問 6-4)。

### **3. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況**

- 監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、前回と同様審議回数 1-2 回が多数を占めているが、前回 68.0%→今回 55.2%と約 13 ポイント減少した。他方、3 回が 7.6 ポイント増加し 27.6%、4 回以上も 5.2 ポイント増加し 17.2%となっており、複数回の審議を経て監査報告を作成する会社が増加している(問 7-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでに、「社外監査委員を含めすべての監査委員で調整を行った」会社が 75.9%と大半を占めていることは前回同様で(問 7-2)、監査役(会)設置会社の「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」の 66.7%を上回っている(監査役(会)設置会社版問 6-2 参照)。

### **4. 決算短信・有価証券報告書の監査について**

- 決算短信は作成会社の 88.5%で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方、有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として取締役会に付議されているのは 40.0%であり、決算短信とは大きな開きがある(問 8-2、問 9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で 46.2%、有価証券報告書は全体で 68.0%となっている。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていないと考えられる(問 8-3、問 9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はないが、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している(問 9-3)。なお、監査役(会)設置会社においては、「定時株主総会の終了後に提出した」が 99.5%となっている(監査役(会)設置会社版問 8-3 参照)。

### Ⅲ 監査委員会の日常監査について

#### 1. 他の委員会との連携の状況

□ 委員会間の連携状況は、大半の会社で「取締役会の場合を通じて」連携が行われている(82.8%)。他の連携方法としては、「委員の兼任によって」が目立つが、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないとの傾向は変わっていない(問 11)。

#### 2. 取締役会における監査委員の発言状況等

□ 前回同様、大多数(96.6%)の会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言」している(問 12-1)。なお、監査役設置会社の場合は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が 85.9%となっている(監査役(会)設置会社版問 10-1 参照)。

□ 発言の内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の 89.7%であり、次に「法令・定款への遵守性」と「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」がそれぞれ 82.8%と続いている。前回最も多かった「経営判断原則の履行の充分性」は 4 社減少して 69.0%であり、前回とは順位が替わっている。また、監査役(会)設置会社との比較では、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」が指名委員会等設置会社では 82.8%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 59.0%であり、「過去の類似案件における対応、それとの差異」が指名委員会等設置会社では 58.6%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 19.1%、「同業他社における対応、それとの差異」が指名委員会等設置会社では 41.4%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 13.1%、「業務執行の当・不当を質する観点」が指名委員会等設置会社では 69.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 34.4%、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が指名委員会等設置会社では 65.5%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 39.0%、「株主に与える影響、株主利益の視点」が指名委員会等設置会社では 69.0%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 32.1%、「株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」が指名委員会等設置会社では 55.2%であったのに対し、監査役(会)設置会社では 20.4%であった。なお、指名委員会等設置会社の監査委員は、全ての選択肢が 40%以上であったことは前回同様である(問 12-2。監査役(会)設置会社版問 10-2 参照)。

□ 株主総会において、「口頭報告を行った」とする会社が全体で 79.3%と大半の会社で口頭報告が行われているが、監査役(会)設置会社の割合を下回っている(問 10-1。監査役(会)設置会社版問 9-1 参照)。

#### 3. 個別事象に対する監査委員の対応

□ 問題が発生した場合の対応として「当該事象に関する情報の収集に努めた」が 64.7%、「関係する取締役から事情を聞いた」が 58.8%と、監査役(会)設置会社の場合と同様、情報収集に努める監査委員が多い。また、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が 41.2%と低く、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問 12-3。監査役(会)設置会社版問 10-6 参照)。

#### 4. 会計監査人をめぐる状況

□ 会計監査人の報酬額同意にあたり、前回からやや減少したものの、ほぼすべての会社で担当執行役等から情報提供があった。また、会計監査人側から情報提供がなされたのは、全体で 79.3%となり、監査役(会)設置会社を上回った。担当執行役等からの情報提供に比して、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということに拠るところが大きいと思われる(問 13-1、問 13-3。監査役(会)設置会社版問 11-3 参照)。

- 会計監査人の報酬に関し、担当執行役等からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が依然として最も多く81.5%であった。「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が7.4%、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が11.1%、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が29.6%となっている(問13-2)。他方、監査役が担当取締役等からの情報提供を受ける時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多いものの42.8%であり、監査役の方が監査委員よりも早期に情報提供を受けているようである(監査役(会)設置会社版問11-2参照)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、「担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が60.9%と最も多く、次いで「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が34.8%と2番目となっている(問13-4)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計が79.3%となっている。監査役設置会社の場合と同様、監査委員会は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる(問13-5。監査役(会)設置会社版問11-5参照)。
- 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況については、監査役(会)設置会社の場合(32.9%)と異なり「決議事項として付議されている」は6.9%しかない。一方、「報告事項として付議されている」が25.9ポイント増加し、37.9%となった。「付議されていない」は約25ポイント減少して55.2%となり、監査役(会)設置会社の場合の50.8%に近づいている(問13-6。監査役(会)設置会社版問11-6参照)。

## **5. 監査委員会の監査環境について**

- 監査委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」の比率が2.8ポイント増加し82.8%となり、他方「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が2.2ポイント減少し、13.8%となっているが、社数は4社と前回と同様である。(問15-1)。
- すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は44.8%と監査役(会)設置会社の場合(27.6%)よりは比率が高いものの、一般的にはなっていない状況である。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問16-1、問16-2。監査役(会)設置会社版問13-6参照)。

## **IV 会社法改正に伴う各種の対応について**

### **1. 監査等委員会設置会社への移行予定について**

- 監査役(会)設置会社の場合と異なり、未定の会社は少なく、ほとんどの会社は機関設計の変更を考えていない(問18-1-1。監査役(会)設置会社版問15-1参照)。

### **2. 社外役員の要件厳格化について**

- 最も多いのが「社外」資格を失う社外取締役はいない」が8割近くを占めている(問18-2)。

### **3. 責任限定契約について**

- 直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行った会社は、全体で58.6%と過半数に達し、監査役(会)設置会社の場合(全体で29.6%、上場会社では40.9%)よりも多い(問

18-4。監査役(会)設置会社版問 17-1 参照)。

- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「社外非常勤の監査委員」であり、全体で 96.6%と大多数を占めている。監査役(会)設置会社の場合は全体で 52.5%、上場会社でも 80.1%であり、これを上回っている。次に多いのは「社外取締役(監査委員以外)」であり、全体で 72.4%となり、監査役(会)設置会社の場合(全体で 49.6%)を上回っている(ただし上場会社は 78.1%であり、下回っている)。常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、監査役(会)設置会社の場合と同様社外非常勤と比べてかなり低い(問 18-5。監査役(会)設置会社版問 17-2 参照)。

#### 4. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

- 本アンケートを実施した7月～8月時点では、「組織や体制の見直しを行っている」及び「今後検討する予定である」が合計で62.0%となり、すでに見直しを行った会社と検討中または検討予定の会社が合わせて68.8%となっている。「特に見直しをする予定はない」会社も全体で27.6%あり、従来からガバナンス体制の構築が進んでいる会社も一定数存在すると推測される(問 18-6)。

#### アンケート実施状況

実施期間： 平成 27 年 7 月 24 日 (金) ～8 月 21 日 (金)  
対象者： 当協会会員のうち指名委員会等設置会社 66 社  
(平成 27 年 7 月 13 日時点の会社数)  
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答  
回答数： 有効回答数 29 社 回答率 43.9%

## 回答会社属性

### 定時総会前の会社機関構成

	2014年		2015年	
	社数	割合	社数	割合
1. 現在と同じ(委員会設置会社)	24	96.0%	28	96.6%
2. 取締役会+監査役会+会計監査人	0	0.0%	1	3.4%
3. 取締役会+監査役+会計監査人	1	4.0%	0	0.0%
4. 取締役会+監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会+監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

### 上場分類別社数

	2014年		2015年	
	社数	割合	社数	割合
上場	21	84.0%	25	86.2%
1. 一部上場	19	76.0%	23	79.3%
2. 二部上場	0	0.0%	1	3.4%
3. 札幌・福岡・セントレックス	0	0.0%	0	0.0%
4. マザーズ	0	0.0%	0	0.0%
5. ジャスダック	2	8.0%	1	3.4%
6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	4	16.0%	4	13.8%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

### 会社法上の会社規模別社数

	2014年		2015年	
	社数	割合	社数	割合
1. 大会社	23	92.0%	27	93.1%
2. 大会社以外	1	4.0%	1	3.4%
3. その他	1	4.0%	1	3.4%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

### 純粋持株会社

	2014年		2015年	
	社数	割合	社数	割合
1. 純粋持株会社である	4	16.0%	7	24.1%
2. 純粋持株会社ではない	21	84.0%	22	75.9%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

## I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

### 問1 役員等の構成

#### 問1-1 取締役・執行役の人数の変化

		全体		上場		非上場	
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
取締役 人数	総数平均(人)	9.92	10.28	9.76	10.00	10.75	12.00
	うち社外(人)	5.00	5.34	4.76	5.12	6.25	6.75
	社外の構成比(%)	50.4%	52.0%	48.8%	51.2%	58.1%	56.3%
	社外過半数の会社数	13	14	11	11	2	3
	社外過半数の会社の割合(%)	52.0%	48.3%	52.4%	44.0%	50.0%	75.0%
執行役 人数	総数平均(人)	14.84	14.59	14.81	13.56	15.00	21.00
	うち取締役兼務(人)	3.48	3.21	3.48	3.08	3.50	4.00
	兼務者の構成比(%)	23.5%	22.0%	23.5%	22.7%	23.3%	19.0%
回答社数		25	29	21	25	4	4

- ・取締役総数の平均は全体で 10.28 人と増加しているが、前回とほぼ同様の水準にある。社外取締役の平均人数は 5.34 人、社外取締役の割合は 52.0%と前回より微増している。ただし、社外取締役が過半数の会社の割合は 48.3%と前回から 3.7 ポイント減少している。
- ・執行役総数の平均は 14.59 人で、取締役兼務者は 3.21 人と前回より微減しているが、ほぼ同様の水準にある。

#### 問1-2 三委員会の委員構成

		全体		上場		非上場	
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
指名 委員会	総数平均(人)	4.12	3.93	4.24	4.00	3.50	3.50
	うち社外(人)	2.88	2.72	3.00	2.80	2.25	2.25
	社外の構成比(%)	69.9%	69.3%	70.8%	70.0%	64.3%	64.3%
報酬 委員会	総数平均(人)	3.92	3.76	4.00	3.80	3.50	3.50
	うち社外(人)	2.72	2.66	2.81	2.72	2.25	2.25
	社外の構成比(%)	69.4%	70.6%	70.3%	71.6%	64.3%	64.3%
監査 委員会	総数平均(人)	3.72	3.72	3.67	3.72	4.00	3.75
	うち社外(人)	2.84	2.86	2.71	2.76	3.50	3.50
	社外の構成比(%)	76.3%	76.9%	73.8%	74.2%	87.5%	93.3%
	うち常勤の平均(人)	1.00	1.34	1.00	1.40	1.00	1.00
	常勤の構成比(%)	26.9%	36.1%	27.2%	37.6%	25.0%	26.7%
	常勤がいる会社数	19	25	16	21	3	4
常勤がいる会社の割合(%)	76.0%	86.2%	76.2%	84.0%	75.0%	100.0%	
回答社数		25	29	21	25	4	4

- ・指名委員会及び報酬委員会の総数平均及び社外構成比に大きな変動はない。
- ・監査委員会は、常勤者の構成比が全体で 9.2 ポイント増加して 36.1%、常勤がいる会社は 10.2 ポイント増加し 86.2%となっている。

問 1-3 委員会の兼務状況(社外委員)

	全体		上場		非上場	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査+指名+報酬委員会(平均人数)	1.04	0.97	1.24	1.12	0.00	0.00
兼務がある会社数	12	14	12	14	0	0
兼務がある会社数の割合	48.0%	48.3%	57.1%	56.0%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	2.17	2.00	2.17	2.00	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会(平均人数)	0.88	0.66	0.90	0.64	0.75	0.75
兼務がある会社数	13	10	11	8	2	2
兼務がある会社数の割合	52.0%	34.5%	52.4%	32.0%	50.0%	50.0%
兼務がある場合の平均人数	1.69	1.90	1.73	2.00	1.50	1.50
3. 監査+報酬委員会(平均人数)	0.72	0.55	0.71	0.52	0.75	0.75
兼務がある会社数	12	11	9	8	3	3
兼務がある会社数の割合	48.0%	37.9%	42.9%	32.0%	75.0%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.50	1.45	1.67	1.63	1.00	1.00
4. 指名+報酬委員会(平均人数)	1.12	1.10	1.14	1.12	1.00	1.00
兼務がある会社数	16	18	13	15	3	3
兼務がある会社数の割合	64.0%	62.1%	61.9%	60.0%	75.0%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.75	1.78	1.85	1.87	1.33	1.33
回答社数	25	29	21	25	4	4

・前回同様「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった。全体では62.1%と前回からやや微減している。

問 1-4 委員会の兼務状況(社内委員)

(平均人数)	全体		上場		非上場	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査+指名+報酬委員会	0.04	0.21	0.05	0.24	0.00	0.00
兼務がある会社数	1	3	1	3	0	0
兼務がある会社数の割合	4.0%	10.3%	4.8%	12.0%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	2.00	1.00	2.00	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会	0.00	0.10	0.00	0.12	0.00	0.00
兼務がある会社数	0	2	0	2	0	0
兼務がある会社数の割合	0.0%	6.9%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	0.00	1.50	0.00	1.50	0.00	0.00
3. 監査+報酬委員会	0.04	0.14	0.05	0.16	0.00	0.00
兼務がある会社数	1	3	1	3	0	0
兼務がある会社数の割合	4.0%	10.3%	4.8%	12.0%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.33	1.00	1.33	0.00	0.00
4. 指名+報酬委員会	0.72	0.79	0.67	0.76	1.00	1.00
兼務がある会社数	14	15	11	12	3	3
兼務がある会社数の割合	56.0%	51.7%	52.4%	48.0%	75.0%	75.0%
兼務がある場合の平均人数	1.29	1.53	1.27	1.58	1.33	1.33
回答社数	25	29	21	25	4	4

- ・社内委員の委員会の兼務状況は、「4.指名委員会+報酬委員会」の兼務者がいる会社の割合が減少しているものの、依然として最も多く51.7%であった。
- ・他の委員会の組み合わせがほとんどないことは前回と同様である。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる。

問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 全委員会の全委員について明示していた	14	56.0%	17	58.6%	13	61.9%	16	64.0%	1	25.0%	1	25.0%
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	10	40.0%	9	31.0%	7	33.3%	7	28.0%	3	75.0%	2	50.0%
6. その他	1	4.0%	2	6.9%	1	4.8%	1	4.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・全体で「1.全委員会の全委員について明示していた」が 58.6%、「5.全委員会の全委員について明示していなかった」が 31.0%と前回同様両極端に分かれているが、明示が増加の傾向にある。

問 1-6「社外」監査委員の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 親会社の役職員	4	5.6%	3	3.5%	3	5.2%	3	4.2%	1	7.1%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	3	4.2%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	21.4%	1	7.1%
3. 大株主の役職員	2	2.8%	0	0.0%	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	2	2.8%	2	2.4%	2	3.4%	2	2.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	2	2.8%	7	8.2%	1	1.7%	6	8.5%	1	7.1%	1	7.1%
6. 会社と無関係な会社の役職員	23	31.9%	21	24.7%	20	34.5%	17	23.9%	3	21.4%	4	28.6%
7. 公認会計士又は税理士	10	13.9%	12	14.1%	9	15.5%	11	15.5%	1	7.1%	1	7.1%
8. 弁護士	12	16.7%	17	20.0%	9	15.5%	13	18.3%	3	21.4%	4	28.6%
9. 大学教授	4	5.6%	10	11.8%	4	6.9%	9	12.7%	0	0.0%	1	7.1%
10. 官公庁	6	8.3%	7	8.2%	6	10.3%	7	9.9%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	4	5.6%	5	5.9%	2	3.4%	3	4.2%	2	14.3%	2	14.3%
合計人数	72	100.0%	85	100.0%	58	100.0%	71	100.0%	14	100.0%	14	100.0%

・上場会社においては、前回同様、選択肢 6-9 といった比較的独立性の高い、会社と無関係な委員が多く、特に「9. 大学教授」は倍近く増加し 12.7%となった。また、非上場会社においては、前回は選択肢 2 の親会社以外のグループ会社からの派遣が一定数あったが、今回は「6. 会社と無関係な会社の役職員」及び「8. 弁護士」が最も多く、それぞれ 28.6%であった。会社法改正により社外要件が厳格化されたことが影響しているものと考えられる。

問 1-7「社内」監査委員の前職

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 会長・副会長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 副社長	5	22.7%	2	8.0%	4	20.0%	2	8.3%	1	50.0%	0	0.0%
4. 専務・常務	6	27.3%	7	28.0%	6	30.0%	7	29.2%	0	0.0%	0	0.0%
5. 上記1～4以外の取締役	1	4.5%	2	8.0%	1	5.0%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役	4	18.2%	10	40.0%	3	15.0%	9	37.5%	1	50.0%	1	100.0%
7. 相談役・顧問・嘱託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 監査関係部長等	3	13.6%	2	8.0%	3	15.0%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
9. 監査関係以外の部長等	1	4.5%	1	4.0%	1	5.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%
10. その他	2	9.1%	1	4.0%	2	10.0%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	22	100.0%	25	100.0%	20	100.0%	24	100.0%	2	100.0%	1	100.0%

・社内監査委員の前職として執行役以上の要職についていたケースが多い。

問 1-8 監査委員以外の社外取締役の前職又は現職

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 親会社の役職員	10	18.5%	6	7.7%	7	16.3%	6	9.5%	3	27.3%	0	0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 大株主の役職員	1	1.9%	2	2.6%	1	2.3%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引銀行の役職員	0	0.0%	2	2.6%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取引先の役職員	9	16.7%	7	9.0%	8	18.6%	6	9.5%	1	9.1%	1	6.7%
6. 会社と無関係な会社の役職員	21	38.9%	42	53.8%	15	34.9%	31	49.2%	6	54.5%	11	73.3%
7. 公認会計士又は税理士	1	1.9%	3	3.8%	1	2.3%	2	3.2%	0	0.0%	1	6.7%
8. 弁護士	5	9.3%	4	5.1%	4	9.3%	3	4.8%	1	9.1%	1	6.7%
9. 大学教授	4	7.4%	5	6.4%	4	9.3%	5	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
10. 官公庁	1	1.9%	2	2.6%	1	2.3%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%
11. その他	2	3.7%	5	6.4%	2	4.7%	4	6.3%	0	0.0%	1	6.7%
合計人数	54	100.0%	78	100.0%	43	100.0%	63	100.0%	11	100.0%	15	100.0%

・監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「6.会社と無関係な会社の役職員」が最も多いことは社外監査委員の場合と同様であるが、監査委員以外の場合は前回から約15ポイント増加して53.8%となったのに対し、社外監査委員の場合は減少して24.7%にとどまっている。期待される役割の相違が影響しているものと考えられる(問1-6参照)。

・「1.親会社の役職員」が前々回29.2%→前回18.5(10.7ポイント減少)→今回7.7%(10.8ポイント減少)と連続して大幅に減少している。また、「5.取引先の役職員」も前回から7.7ポイント減少し9.0%となった。これは、会社法改正の結果社外要件が厳格化されたことが影響しているものと考えられる。

## 問 1-9 社外取締役と会社との関係

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. CEO・役員の個人的知己・友人	7	5.6%	14	9.0%	5	5.0%	12	9.4%	2	8.0%	2	7.4%
2. CEO・役員の血縁者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	31	24.8%	24	15.5%	23	23.0%	23	18.0%	8	32.0%	1	3.7%
4. 日本経団連等財界活動	5	4.0%	14	9.0%	5	5.0%	7	5.5%	0	0.0%	7	25.9%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	13	10.4%	10	6.5%	8	8.0%	10	7.8%	5	20.0%	0	0.0%
6. 日本弁護士連合会等	7	5.6%	6	3.9%	6	6.0%	5	3.9%	1	4.0%	1	3.7%
7. その他諸団体	10	8.0%	8	5.2%	9	9.0%	8	6.3%	1	4.0%	0	0.0%
8. 人材派遣業等の紹介	6	4.8%	16	10.3%	5	5.0%	15	11.7%	1	4.0%	1	3.7%
9. 上記1～8に該当せず会社と全く無関係	44	35.2%	60	38.7%	38	38.0%	45	35.2%	6	24.0%	15	55.6%
10. その他	2	1.6%	3	1.9%	1	1.0%	3	2.3%	1	4.0%	0	0.0%
合計人数	125	100.0%	155	100.0%	100	100.0%	128	100.0%	25	100.0%	27	100.0%

- ・選択肢 4-9 の独立性の高い項目のなかでは、「9. 上記1～8に該当せず会社と全く無関係」が最も多く 3.5 ポイント増加して 38.7%、次に「8. 人材派遣業等の紹介」が 5.5 ポイント増加して 10.3%、「4. 日本経団連等財界活動」が 5.0 ポイント増加して 9.0%となった。
- ・選択肢 1-3 の独立性の低い項目では、「3. 会社の資本・取引関係」が前々回 32.9%→前回 24.8% (8.1 ポイント減少)→今回 15.5% (9.3 ポイント減少)と連続して減少しており、今回の会社法改正による社外要件の厳格化の影響と考えられる。(ただし、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」はやや増加している。)改正会社法施行により、今後さらに影響が出てくるか注視する必要がある。

## 問 1-10 女性役員の人数

### ①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
女性役員がいる	16	17	12	13	4	4
	57.1%	60.7%	50.0%	54.2%	100.0%	100.0%
女性役員はいない	12	11	12	11	0	0
	42.9%	39.3%	50.0%	45.8%	0.0%	0.0%
回答社数	28	28	24	24	4	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・女性役員がいる会社数は、直近の株主総会を経て1社の増加にとどまるものの、全体で6割以上に達し、監査役(会)設置会社(18.6%)より多くなっている(監査役(会)設置会社版問 1-6①参照)。

## ②女性役員の人数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
0人	12	11	12	11	0	0
	42.9%	39.3%	50.0%	45.8%	0.0%	0.0%
1人	10	9	7	7	3	2
	35.7%	32.1%	29.2%	29.2%	75.0%	50.0%
2人	5	7	4	5	1	2
	17.9%	25.0%	16.7%	20.8%	25.0%	50.0%
3人	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4人以上	1	1	1	1	0	0
	3.6%	3.6%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%
回答社数	28	28	24	24	4	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ③女性役員の属性

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
1. 常勤社内の監査委員	1	1	1	1	0	0
	3.7%	3.2%	4.5%	4.0%	0.0%	0.0%
2. 常勤社外の監査委員	3	3	3	3	0	0
	11.1%	9.7%	13.6%	12.0%	0.0%	0.0%
3. 非常勤社内の監査委員	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 非常勤社外の監査委員	12	16	8	11	4	5
	44.4%	51.6%	36.4%	44.0%	80.0%	83.3%
5. 社外取締役(監査委員以外)	10	9	9	8	1	1
	37.0%	29.0%	40.9%	32.0%	20.0%	16.7%
6. 社内取締役(監査委員以外)	1	2	1	2	0	0
	3.7%	6.5%	4.5%	8.0%	0.0%	0.0%
合計人数	27	31	22	25	5	6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・最も多いのは「4. 非常勤社外の監査委員」で、全体で7.2ポイント増加し51.6%、次に多いのが「5. 社外取締役(監査委員以外)」であり、全体で8ポイント減少し29.0%となっている。社内昇格者は依然少なく、社外専門家を招くことにより多様性を確保している。

### 問 1-11 独立役員の届出状況

	上場	
	2014年	2015年
独立役員を届け出ている会社数	21	25
上場会社における割合(%)	100.0%	100.0%
独立役員として届け出た社外取締役の人数(平均)	4.05	4.64
うち監査委員の人数(平均)	2.38	2.60
監査委員の割合(%)	58.8%	56.0%
回答社数	21	25

・全ての上場会社において独立役員の届出が行われている。独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は4.64人であり、増加傾向にある(前々回3.85人→前回4.05人)。

### 問 2-1 監査委員会の委員長・議長

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 社外監査委員	17	68.0%	19	65.5%	13	61.9%	15	60.0%	4	100.0%	4	100.0%
2. 社内監査委員	8	32.0%	10	34.5%	8	38.1%	10	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・監査委員会の委員長・議長は社外委員が選任されるケースの方が多い。上場会社では比率が減少しているが、非上場会社では全ての会社で社外委員が監査委員会の委員長・議長となっていることは前回同様である。なお、監査等委員会設置会社では、社内監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が6割以上を占めている。

### 問 2-2 監査委員会における議事の前案作成者（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 社内委員	11	44.0%	13	44.8%	10	47.6%	12	48.0%	1	25.0%	1	25.0%
2. 社外委員	6	24.0%	5	17.2%	3	14.3%	3	12.0%	3	75.0%	2	50.0%
3. 監査委員会事務局	24	96.0%	24	82.8%	21	100.0%	21	84.0%	3	75.0%	3	75.0%
4. 執行事務局	1	4.0%	1	3.4%	1	4.8%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	1	4.0%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・「3.監査委員会事務局」が原案を作成する傾向は前回同様で、全体で82.8%となっている。次いで「1.社内委員」(44.8%)、「2.社外委員」(17.2%)となっている。

### 問 3-1 監査委員会事務局スタッフ(監査委員会の補助使用人)の人数

#### ① 監査委員会事務局スタッフの設置状況

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
スタッフ設置なし	1	4.0%	3	10.3%	0	0.0%	2	8.0%	1	25.0%	1	25.0%
スタッフ設置あり	24	96.0%	26	89.7%	21	100.0%	23	92.0%	3	75.0%	3	75.0%
平均人数	4.22		4.27		3.93		4.00		5.67		6.33	
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・監査委員会事務局スタッフを置いている会社は 89.7%と大多数を占めており、ほとんどの会社でスタッフを置いていることは前回と同様であるが、スタッフを置いていない会社の社数が増加していることは気がかりである。

#### ② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数

	1. 監査委員会事務局専属スタッフが いる会社		2. 三委員会事務局 兼務スタッフがいる 会社		3. 指名委員会事務局 兼務スタッフが いる会社		4. 報酬委員会事務局 兼務スタッフが いる会社		5. その他部署との 兼務スタッフがいる 会社	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
会社数	18	22	3	2	0	0	0	0	7	7
(%)	72.0%	75.9%	12.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.0%	24.1%
平均人数	4.22	4.18	1.33	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.29	2.43
回答社数	25	29	25	29	25	29	25	29	25	29

※比率は回答社数(全体の総回答社数)に占める割合

・「1. 監査委員会事務局専属スタッフ」を設置している会社の割合は 3.9 ポイント増加し、75.9%となった。  
 ・「5. その他部署との兼務スタッフ」は前回同様 7 社であり、また他の委員会事務局との兼務の人数より多いのも前回同様である。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためであると考えられる(問 3-2 参照)。

### 問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 総務系	1	6.7%	1	5.9%	1	6.7%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 法務系	3	20.0%	0	0.0%	3	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 経理・財務系	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 経営企画系	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
5. 内部監査部門系	11	73.3%	12	70.6%	11	73.3%	12	70.6%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	15	100.0%	17	100.0%	15	100.0%	17	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「5. 内部監査部門系」が多い状況は前回と同様であるが、「2. 法務系」がいなくなり、代わって「4. 経営企画系」が 0 人から 2 人となっている。

問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある	18	72.0%	18	69.2%	15	71.4%	15	65.2%	3	75.0%	3	100.0%
2. 専属のみ同意権等がある	4	16.0%	8	30.8%	4	19.0%	8	34.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 同意権等はない	3	12.0%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	26	100.0%	21	100.0%	23	100.0%	4	100.0%	3	100.0%

・69.2%の会社が「専属・兼務に関わらず同意権等がある」としており、専属のみを含めると全ての会社が同意権等を有している。

#### 問 4-1 内部監査部門の人数

	2014 年	2015 年
1. 内部監査部門が「ある」会社	25	29
平均人数	24.12	29.34
1-5 人	5	5
6-10 人	4	4
11-15 人	2	2
16-20 人	2	5
21-30 人	4	4
31-50 人	6	5
51 人以上	2	4
2. 内部監査部門が「ない」会社	0	0
回答社数	25	29

- ・全ての委員会設置会社に内部監査部門が設置されていることは前回同様である。
- ・スタッフの平均人数は前回から 5.22 人増加し 29.34 人となっている。

#### 問 4-2 内部監査部門トップの役職

	全体				上場				非上場			
	2014 年		2015 年		2014 年		2015 年		2014 年		2015 年	
1. 取締役又は執行役	12	48.0%	10	34.5%	9	42.9%	8	32.0%	3	75.0%	2	50.0%
2. 部長職	9	36.0%	13	44.8%	8	38.1%	12	48.0%	1	25.0%	1	25.0%
3. その他	4	16.0%	6	20.7%	4	19.0%	5	20.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

- ・「1.取締役又は執行役」と「2. 部長職」で大半を占めていることは前回同様であるが、社数で「1.取締役又は執行役」が 2 社減少したのに対し、「2.部長職」は 4 社増加している。

#### 問 4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

	全体				上場				非上場			
	2014 年		2015 年		2014 年		2015 年		2014 年		2015 年	
1. 人事同意権はある	4	16.0%	10	34.5%	3	14.3%	9	36.0%	1	25.0%	1	25.0%
2. 人事同意権はない	21	84.0%	19	65.5%	18	85.7%	16	64.0%	3	75.0%	3	75.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

- ・監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体で 6 社増加し 34.5%となっている。

## Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 問5 事業報告

#### ①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」の記載の有無と記載された人数

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
記載あり	20	80.0%	23	79.3%	20	95.2%	23	92.0%	0	0.0%	0	0.0%
1名	8	32.0%	10	34.5%	8	38.1%	10	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
2名	2	8.0%	2	6.9%	2	9.5%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
3名以上	10	40.0%	11	37.9%	10	47.6%	11	44.0%	0	0.0%	0	0.0%
記載なし	5	20.0%	6	20.7%	1	4.8%	2	8.0%	4	100.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・「記載あり」の会社は79.3%と多数を占めており、割合は減少しているが、社数は増加している。

#### ② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	2014年		2015年	
常勤社内監査委員	10	22.2%	13	24.1%
常勤社外監査委員	5	11.1%	2	3.7%
非常勤社内監査委員	1	2.2%	1	1.9%
非常勤社外監査委員	29	64.4%	38	70.4%
合計人数	45	100.0%	54	100.0%

・知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向である。特に「非常勤社外監査委員」が6.0ポイント増加して7割に達している。

### ③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴

	2014年					2015年						
	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計	常勤 社内	常勤 社外	非常勤 社内	非常勤 社外	合計		
1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する	6	1	0	2	9	20.0%	5	0	0	3	8	14.8%
2. 経理又は財務部門で対応の実務経験を有する	1	0	0	0	1	2.2%	2	0	0	0	2	3.7%
3. 公認会計士・税理士など会計の有資格者である	0	1	1	9	11	24.4%	0	0	0	12	12	22.2%
4. 金融機関出身者で対応の経験を有する	1	1	0	4	6	13.3%	3	1	0	5	9	16.7%
5. 弁護士として対応の経験を有する	0	1	0	4	5	11.1%	0	0	0	10	10	18.5%
6. 他社の取締役としての経験を有する	0	1	0	7	8	17.8%	0	1	0	5	6	11.1%
7. 会計、監査論等の研究者である	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	1	0	1	1.9%
8. その他	2	0	0	3	5	11.1%	3	0	0	3	6	11.1%
合計(人)	10	5	1	29	45	100.0%	13	2	1	38	54	100.0%

・財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として最も多いのが「3.公認会計士・税理士など会計の有資格者である」であることは前回と変わらない。次に多いのが「5. 弁護士として対応の経験を有する」であり、前回は5番目であったが7.4ポイント増加して18.5%となった。知見者としての記載の大半が非常勤社外者であるが(問 5②参照)、非常勤社外者として公認会計士や弁護士を選任する傾向があるためと考えられる。

・前回2番目に多かった「1. CFO等、財務部門管掌役員の経験を有する」は、今回は5.2ポイント減少し14.8%となった(人数は1人減少)。また、前回調査で3番目に多かった「6. 他社の取締役としての経験を有する」も、前々回21.1%→前回17.8%→11.1%と減少しており、人数も減少傾向にある。

問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議

	全体			
	2014 年		2015 年	
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	9	36.0%	24	82.8%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	7	28.0%	4	13.8%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	9	36.0%	1	3.4%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

- ・「1.見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った」会社が 8 割以上を占めている。「2.見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」を含めると 96.6%の会社が内部統制システムに関する会社法の改正を意識して見直しを行っていると思われる。

問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目（複数回答可）

	全体			
	2014年		2015年	
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 1 号)	5	55.6%	9	37.5%
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 2 号)	4	44.4%	6	25.0%
3. 監査委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 3 号)	—	—	16	66.7%
4. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制(会社法施行規則 112 条 1 項 4 号)	4	44.4%	20	83.3%
5. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 5 号)	—	—	20	83.3%
6. 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則 112 条 1 項 6 号)	—	—	19	79.2%
7. 上記 1～6 のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 1 項 7 号)	4	44.4%	6	25.0%
8. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 416 条 1 項 1 号ホ)	4	44.4%	8	33.3%
9. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 112 条 2 項 1 号)	4	44.4%	8	33.3%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 112 条 2 項 2 号)	5	55.6%	8	33.3%
11. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 3 号)	5	55.6%	9	37.5%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 4 号)	4	44.4%	9	37.5%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 112 条 2 項 5 号)	5	55.6%	15	62.5%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	5	55.6%	1	4.2%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	2	22.2%	1	4.2%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	1	11.1%	0	0.0%
17. その他	4	44.4%	0	0.0%
回答社数	9	100.0%	24	100.0%

・特に会社法改正により追加された項目を見直した会社が6割を超え、全体で83.3%と最も多かったのが「4.当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」及び「5.監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体

制」であった。3番目は「6.監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で 79.2%、4番目は「3.監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」で 66.7%となった。また5番目は改正前から重視されていた「13.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」であり、約 7 ポイント増加して 62.5%となった。

#### 問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

	全体			
	2014 年		2015 年	
1. 監査委員会の要請に基づいて見直した	1	11.1%	3	12.5%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	1	11.1%	11	45.8%
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	3	33.3%	8	33.3%
4. その他	4	44.4%	2	8.3%
回答社数	9	100.0%	24	100.0%

- ・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が 34.7 ポイント増加し 45.8%と最も多くなっている。
- ・内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている「1. 監査委員会の要請に基づいて見直した」と「3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した」の合計は社数が 4 社から 11 社に増加しているものの、割合は 44.4%から 45.8%にとどまっており、監査役設置会社の監査役の場合の 52.8%より低くなっている(監査役(会)設置会社版問 5-3 参照)。指名委員会等設置会社の場合、比較的規模の大きい会社が多く、管理部門が充実しているためと考えられる。

#### 問 6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示

	全体			
	2014 年		2015 年	
1. 十分に記載されている	6	24.0%	6	20.7%
2. ある程度記載されている	11	44.0%	12	41.4%
3. 記載されていない	8	32.0%	11	37.9%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%

- ・「1. 十分に記載されている」及び「2. ある程度記載されている」が、前回 17 社(68.0%)→今回 18 社(62.1%)と比率が低下しており、監査役設置会社の 64.6%を下回っている(監査役(会)設置会社版問 5-4 参照)。
- ・「3. 記載されていない」が約 6 ポイント増加し 37.9%となっている。会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務づけられたこともあり、今後注視する必要がある。

#### 問 6-5 内部統制システムの新方針の事業報告への記載 (2015 年新設)

	全体	
	2015 年	
1. 記載があった	21	72.4%
2. 記載はなかった	8	27.6%
回答社数	29	100.0%

- ・改正会社法に対応した新しい内部統制システムの基本方針を事業報告に記載した会社は 7 割を超え、監査役(会)で上場会社の場合(52.3%)よりも多くなっている。

問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議

審議回数	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1回	7	28.0%	6	20.7%	5	23.8%	6	24.0%	2	50.0%	0	0.0%
2回	10	40.0%	10	34.5%	9	42.9%	8	32.0%	1	25.0%	2	50.0%
3回	5	20.0%	8	27.6%	4	19.0%	6	24.0%	1	25.0%	2	50.0%
4回以上	3	12.0%	5	17.2%	3	14.3%	5	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・前回と同様審議回数 1-2 回が多数を占めているが、前回 68.0%→今回 55.2%と約 13 ポイント減少した。他方、3 回が 7.6 ポイント増加し 27.6%、4 回以上も 5.2 ポイント増加し 17.2%となっており、複数回の審議を経て監査報告を作成する会社が増加している。

問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 「社外」監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	18	72.0%	22	75.9%	15	71.4%	18	72.0%	3	75.0%	4	100.0%
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	3	12.0%	3	10.3%	3	14.3%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 事前の調整は行っていない	3	12.0%	4	13.8%	3	14.3%	4	16.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・大半の会社ではすべての監査委員で調整を行っていることは前回と同様で、監査役(会)設置会社の「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」の 66.7% (監査役(会)設置会社版問 6-2 参照)を上回っている。

問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. あった	0	0.0%	2	6.9%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	25	100.0%	27	93.1%	21	100.0%	23	92.0%	4	100.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・個別意見の付記は 2 社で、割合は 6.9%であった (監査役(会)設置会社の場合は 4.4% (監査役(会)設置会社版問 6-3 参照))。

### 問 8-1 決算短信作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 作成会社である	22	88.0%	26	89.7%	21	100.0%	25	100.0%	1	25.0%	1	25.0%
2. 作成会社ではない	3	12.0%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%	3	75.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

### 問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 決議事項として付議されている	12	54.5%	13	50.0%	11	52.4%	13	52.0%	1	100.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	7	31.8%	10	38.5%	7	33.3%	9	36.0%	0	0.0%	1	100.0%
3. 付議されていない	3	13.6%	3	11.5%	3	14.3%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	22	100.0%	26	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・全体では「1. 決議事項として付議されている」及び「2. 報告事項として付議されている」との合計で前回 86.3%→今回 88.5%と増加しており、前回同様大半の会社で何らかの形で取締役会に付議されている（監査役(会)設置会社の場合は96.0%（監査役(会)設置会社版問7-2 参照）。「3. 付議されていない」に該当する会社は前回と同様3社であった。

### 問 8-3 監査委員会の決算短信の監査

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 監査している	12	54.5%	12	46.2%	11	52.4%	12	48.0%	1	100.0%	0	0.0%
2. 監査していない	10	45.5%	14	53.8%	10	47.6%	13	52.0%	0	0.0%	1	100.0%
回答社数	22	100.0%	26	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

・決算短信を作成している会社のうち、決算短信について監査をしている会社の比率が 8.3 ポイント減少し 46.2%となっているが、該当会社数は前回同様 12 社（上場会社で 1 社増加）であり、傾向を把握するには様子を見る必要がある（監査役(会)設置会社の場合は「監査している」が 71.6%（監査役(会)設置会社版問 7-3 参照））。

#### 問 8-4 決算短信の監査内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	5	41.7%	7	58.3%	5	45.5%	7	58.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	7	58.3%	8	66.7%	7	63.6%	8	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	9	75.0%	7	58.3%	8	72.7%	7	58.3%	1	100.0%	0	0.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	8	66.7%	6	50.0%	8	72.7%	6	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	12	100.0%	12	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	1	100.0%	0	0.0%

・「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が7社から8社に増加し、最も多くなっている。他方、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」は2社減少し7社、「4. 決算短信のうち非財務情報を監査した」も2社減少して6社となっている。

#### 問 9-1 有価証券報告書の作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 作成している	21	84.0%	25	86.2%	21	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 作成していない	4	16.0%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

#### 問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 決議事項として付議	4	19.0%	5	20.0%	4	19.0%	5	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議	4	19.0%	5	20.0%	4	19.0%	5	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議されていない	13	61.9%	15	60.0%	13	61.9%	15	60.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	21	100.0%	25	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・「3.付議されていない」が61.9%から60.0%に微減したものの、決算短信とは大きな開きがある（問 8-2 参照）。なお、監査役(会)設置会社の場合は「付議されていない」が27.0%である（監査役(会)設置会社 版問 8-2 参照）。

### 問 9-3 有価証券報告書の提出時期1

	全体			
	2014 年		2015 年	
1. 定時株主総会終了前に提出した	1	4.8%	1	4.0%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	20	95.2%	24	96.0%
回答社数	21	100.0%	25	100.0%

・前回から大きな変化はなく、ほとんどの会社が定時株主総会終了後に提出している(監査役(会)設置会社の場合は「定時株主総会の終了後に提出した」が 99.5%となっている(監査役(会)設置会社版問 8-3 参照))。

### 問 9-4 有価証券報告書の提出時期2

	全体				上場				非上場			
	2014 年		2015 年		2014 年		2015 年		2014 年		2015 年	
6 日前	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 日前	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### 問 9-5 有価証券報告書の監査

	全体				上場				非上場			
	2014 年		2015 年		2014 年		2015 年		2014 年		2015 年	
1. 監査している	15	71.4%	17	68.0%	15	71.4%	17	68.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査していない	6	28.6%	8	32.0%	6	28.6%	8	32.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	21	100.0%	25	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

・監査している会社が全体で 71.4%から 68.0%に減少しているものの、社数は増えており、監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向は変わっていない(監査役(会)設置会社の場合は「監査している」が 72.8%となっている(監査役(会)設置会社版問 8-5 参照))。

問 9-6 有価証券報告書の監査内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	7	46.7%	10	58.8%	7	46.7%	10	58.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	9	60.0%	12	70.6%	9	60.0%	12	70.6%	0	0.0%	0	0.0%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	13	86.7%	11	64.7%	13	86.7%	11	64.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	13	86.7%	10	58.8%	13	86.7%	10	58.8%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	15	100.0%	17	100.0%	15	100.0%	17	100.0%	0	100.0%	0	0.0%

- ・「2.有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」及び「1.有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」がそれぞれ3社増加した。
- ・「3.有価証券報告書のうち財務情報を監査した」は2社減少、「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」も3社減少したが、それぞれ6割前後であり、一定数を保っている。（監査役(会)設置会社の場合は「有価証券報告書のうち財務情報を監査した」が60.7%、「有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が71.9%となっている（監査役(会)設置会社版問8-6参照）。

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 行った	21	84.0%	23	79.3%	17	81.0%	21	84.0%	4	100.0%	2	50.0%
2. 行わなかった	4	16.0%	6	20.7%	4	19.0%	4	16.0%	0	0.0%	2	50.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

- ・「1.口頭報告を行った」とする会社が全体で79.3%と大半の会社で口頭報告が行われているが、監査役(会)設置会社の水準(87.3%)を下回っている（監査役(会)設置会社版問9-1参照）。

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. あった	0	0.0%	2	6.9%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	25	100.0%	27	93.1%	21	100.0%	23	92.0%	4	100.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

- ・監査委員会に関連した質問があったとの回答は2社であった。

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 重点監査項目について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 実査・往査について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査体制について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10. 監査委員会の運営・議題について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 「社外」監査委員の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 補欠役員の選任について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15. 監査委員会の監査結果について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 役員報酬について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19. その他	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	0		2		0		2		0		0	

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 監査委員が回答した	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員は回答しなかった	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

### Ⅲ 監査委員会の日常監査について

#### 問 11 他の委員会との連携の状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 取締役会の場を通じて	21	84.0%	24	82.8%	18	85.7%	20	80.0%	3	75.0%	4	100.0%
2. 委員の兼任によって	19	76.0%	18	62.1%	16	76.2%	15	60.0%	3	75.0%	3	75.0%
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	2	8.0%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	0	0.0%	2	6.9%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 委員会スタッフを通じた連携	3	12.0%	6	20.7%	3	14.3%	6	24.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	1	4.0%	6	20.7%	0	0.0%	4	16.0%	1	25.0%	2	50.0%
回答社数	25		29		21		25		4		4	100.0%

・大半の会社で「1. 取締役会の場を通じて」（82.8%）の連携が行われている。他の連携方法としては「2. 委員の兼任によって」が目立つが、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ないとの傾向は変わっていない。

#### 問 12-1 取締役会における監査委員の発言状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 議長からの求めに応じて発言している	4	16.0%	7	24.1%	4	19.0%	7	28.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	25	100.0%	28	96.6%	21	100.0%	24	96.0%	4	100.0%	4	100.0%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	2	8.0%	0	0.0%	1	4.8%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25		29		21		25		4		4	

・前回同様、大多数の会社において議長からの求めがなくても、必要があれば発言している（監査役(会)設置会社の場合は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が85.9%となっている（監査役(会)設置会社版問 10-1 参照））。

問 12-2 取締役会における監査委員の発言の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 法令・定款への遵守性	23	92.0%	24	82.8%	20	95.2%	20	80.0%	3	75.0%	4	100.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	24	96.0%	20	69.0%	21	100.0%	16	64.0%	3	75.0%	4	100.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	23	92.0%	26	89.7%	20	95.2%	22	88.0%	3	75.0%	4	100.0%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	—	—	24	82.8%	—	—	20	80.0%	—	—	4	100.0%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	10	40.0%	17	58.6%	9	42.9%	15	60.0%	1	25.0%	2	50.0%
6. 同業他社における対応、それとの差異	12	48.0%	12	41.4%	9	42.9%	9	36.0%	3	75.0%	3	75.0%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	15	60.0%	20	69.0%	13	61.9%	16	64.0%	2	50.0%	4	100.0%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	15	60.0%	19	65.5%	13	61.9%	16	64.0%	2	50.0%	3	75.0%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	13	52.0%	13	44.8%	11	52.4%	11	44.0%	2	50.0%	2	50.0%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	20	80.0%	20	69.0%	18	85.7%	17	68.0%	2	50.0%	3	75.0%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	16	64.0%	16	55.2%	13	61.9%	13	52.0%	3	75.0%	3	75.0%
12. その他	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	25	100.0%	29	100.0%	21		25		4		4	

・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」の 89.7%であり、次に「1.法令・定款への遵守性」と「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」がそれぞれ 82.8%と続いている。前回最も多かった「2.経営判断原則の履行の充分性」は4社減少して69.0%であり、前回とは順位が替わっている。

問 12-3 個別事象に対する監査委員の対応（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	11	91.7%	11	64.7%	10	100.0%	11	68.8%	1	50.0%	0	0.0%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	9	75.0%	10	58.8%	7	70.0%	10	62.5%	2	100.0%	0	0.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	8	66.7%	8	47.1%	6	60.0%	7	43.8%	2	100.0%	1	100.0%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	4	33.3%	6	35.3%	4	40.0%	6	37.5%	0	0.0%	0	0.0%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	6	50.0%	7	41.2%	4	40.0%	6	37.5%	2	100.0%	1	100.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%
7. 上記以外の対応	3	25.0%	4	23.5%	2	20.0%	4	25.0%	1	50.0%	0	0.0%
回答社数（「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	12	48.0%	17	58.6%	10	47.6%	16	64.0%	2	50.0%	1	25.0%

選択肢 1～7 の比率は「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示

8. そのような局面に遭遇することはなかった	13	52.0%	12	41.4%	11	52.4%	9	36.0%	2	50.0%	3	75.0%
総回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・問題が発生した場合の対応として「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 64.7%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 58.8%と、割合は減少しているものの社数は減少しておらず、監査役(会)設置会社の場合と同様、情報収集に努める監査委員が多いといえる(監査役(会)設置会社版問 10-6 参照)。また、「5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が社数は増加したものの 41.2%と低く割合も減少しており、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである。

問 13-1 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. あった	25	100.0%	27	93.1%	21	100.0%	24	96.0%	4	100.0%	3	75.0%
2. なかった	0	0.0%	2	6.9%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・前回からやや減少したものの、ほぼすべての会社で担当執行役等から情報提供があった(監査役(会)設置会社の場合は「担当取締役等からの情報提供があった」94.1%となっている(監査役(会)設置会社版問 11-1 参照))。

問 13-2 会計監査人の報酬同意に関する担当執行役等からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	1	4.0%	2	7.4%	1	4.8%	2	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	5	20.0%	3	11.1%	4	19.0%	3	12.5%	1	25.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	7	28.0%	8	29.6%	7	33.3%	7	29.2%	0	0.0%	1	33.3%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	17	68.0%	22	81.5%	14	66.7%	20	83.3%	3	75.0%	2	66.7%
回答社数	25		27		21		24		4		3	

・全体としては、「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が、81.5%と最も多い。

問 13-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. あった	16	64.0%	23	79.3%	15	71.4%	21	84.0%	1	25.0%	2	50.0%
2. なかった	9	36.0%	6	20.7%	6	28.6%	4	16.0%	3	75.0%	2	50.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で約 15 ポイント増加し 79.3%となり、監査役(会)設置会社の場合の 76.3%を上回った(監査役(会)設置会社版問 11-3 参照)。93.1%である担当執行役等からの事前の情報提供(問 13-1)に比べると少ないものの、改善傾向がみられる。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様執行側の提案に対する同意ということによるところが大きいと思われる。

問 13-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	2	12.5%	4	17.4%	1	6.7%	4	19.0%	1	100.0%	0	0.0%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	2	12.5%	5	21.7%	2	13.3%	5	23.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	5	31.3%	8	34.8%	5	33.3%	7	33.3%	0	0.0%	1	50.0%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	7	43.8%	14	60.9%	7	46.7%	13	61.9%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数	16		23		15		21		1		2	

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 60.9%と最も多く、次いで「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が、34.8%と2番目となっている。

問 13-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 十分把握していた	9	36.0%	13	44.8%	9	42.9%	11	44.0%	0	0.0%	2	50.0%
2. ある程度把握していた	16	64.0%	10	34.5%	12	57.1%	9	36.0%	4	100.0%	1	25.0%
3. 把握は不十分であった	0	0.0%	5	17.2%	0	0.0%	4	16.0%	0	0.0%	1	25.0%
4. 全く把握していなかった	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が 79.3%となっている(監査役(会)設置会社の場合は合計で 91.0%となっている(監査役(会)設置会社版問 11-5 参照))。「3. 把握は不十分であった」、「4. 全く把握していなかった」が増加していることが気付きである。

### 問 13-6 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 決議事項として付議されている	2	8.0%	2	6.9%	2	9.5%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	3	12.0%	11	37.9%	3	14.3%	10	40.0%	0	0.0%	1	25.0%
3. 付議されていない	20	80.0%	16	55.2%	16	76.2%	13	52.0%	4	100.0%	3	75.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」は 6.9%と監査役設置会社の場合(32.9%)と比べてかなり低い数値となっていることは前回と同様である。一方、「2. 報告事項として付議されている」が 25.9 ポイント増加し、37.9%となった。「3.付議されていない」は約 25 ポイント減少して 55.2%となり、監査役(会)設置会社の場合の 50.8%に近づいている(監査役(会)設置会社版問 11-6 参照)。

### 問 13-7 会計監査人の選任又は再任

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 今期新たに選任した	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%
3. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・全ての会社で会計監査人が再任されている。

### 問 13-8 会計監査人の「再任」に関する監査委員会における審議等

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 監査委員会で審議した	26	89.7%	23	92.0%	3	75.0%
2. 監査委員会で審議していないが、監査委員間の確認を取った	2	6.9%	2	8.0%	0	0.0%
3. 監査委員会で審議しておらず、また、監査委員間の確認も取っていない	1	3.4%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・会計監査人の再任について監査委員会で審議した会社が全体で 89.7%、上場会社では 9 割を超えており、大多数の会社が審議している。

問 13-9 会計監査人の「再任」に関する監査委員会の決定

	2015 年					
	全体		上場		非上場	
1. 決定の依頼書を書面で受領し、監査委員会の決定を書面で提出した	6	20.7%	6	24.0%	0	0.0%
2. 口頭で決定の依頼を受領し、監査委員会の決定は書面で提出した	2	6.9%	2	8.0%	0	0.0%
3. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会の決定は書面で提出した	6	20.7%	6	24.0%	0	0.0%
4. 決定の依頼書を書面で受領し、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	1	3.4%	0	0.0%	1	25.0%
5. 口頭で決定の依頼を受領し、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	1	3.4%	1	4.0%	0	0.0%
6. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた	10	34.5%	9	36.0%	1	25.0%
7. 書面でも口頭でも決定を依頼されておらず、監査委員会として決定について何も伝えていない	3	10.3%	1	4.0%	2	50.0%
8. 書面もしくは口頭で決定を依頼されたが、監査委員会から決定について何も伝えなかった。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

- ・最も多いのは「6. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会として決定の旨を口頭で伝えた」で、全体で 34.5%となった。
- ・次いで「1. 決定の依頼書を書面で受領し、監査委員会の決定を書面で提出した」及び「3. 書面でも口頭でも決定を依頼されていないが、監査委員会の決定は書面で提出した」がそれぞれ 20.7%となった。89.7%の会社(選択肢 1-6)で監査委員会の決定が伝えられており、書面で提出した会社(選択肢 1-3)は、合計で 48.3%と半数近くを占めている(監査役(会)設置会社版間 12-2参照)。

問 14-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 提出会社である	21	84.0%	25	86.2%	21	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 提出会社ではない	4	16.0%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社と義務付けられない非上場会社できれいに分かれていることは前回調査と同様である。

問 14-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	20	95.2%	25	100.0%	20	95.2%	25	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	8	38.1%	13	52.0%	8	38.1%	13	52.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	18	85.7%	21	84.0%	18	85.7%	21	84.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	16	76.2%	22	88.0%	16	76.2%	22	88.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	5	23.8%	5	20.0%	5	23.8%	5	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	9	42.9%	8	32.0%	9	42.9%	8	32.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	21		25		21		25		0		0	

・「1.監査人の監査計画作成時」(全体で100.0%)、「3.四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で84.0%)、「4.定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で88.0%)といった節目に大半の監査委員会が監査人から報告を受けていることは前回同様である。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した」は、52.0%と監査役から監査人への情報提供に比べると行われているが、情報聴取に比べると少ない。

### 問 15-1 監査委員会への報告体制の構築運用状況

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	20	80.0%	24	82.8%	18	85.7%	22	88.0%	2	50.0%	2	50.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	4	16.0%	4	13.8%	2	9.5%	3	12.0%	2	50.0%	1	25.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	1	4.0%	1	3.4%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の比率が 2.8 ポイント増加し 82.8%となり、他方「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 2.2 ポイント減少し 13.8%となっているが、社数は前回と同様である。

### 問 15-2 監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	25	86.2%	22	88.0%	3	75.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	4	13.8%	3	12.0%	1	25.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 今後体制を構築する予定である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が問 15-1 よりも多く、全体で 86.2%と大多数を占めている。

### 問 15-3 監査委員会の費用等に係る体制の構築運用状況

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 体制の構築も運用も十分になされている	27	93.1%	23	92.0%	4	100.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	2	6.9%	2	8.0%	0	0.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 今後体制を構築する予定である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」会社の割合が全体で 93.1%と大多数を占めている。

### 問 16-1 内部通報制度の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 内部通報制度がある	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
2. 内部通報制度はない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・すべての会社が内部通報制度を有していることは前回と同様である。

### 問 16-2 監査委員会への通報窓口の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)も内部通報の窓口の1つになっている	10	40.0%	13	44.8%	9	42.9%	13	52.0%	1	25.0%	0	0.0%
2. 監査委員会(もしくは特定の監査委員)は内部通報の窓口になっていない	15	60.0%	16	55.2%	12	57.1%	12	48.0%	3	75.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・監査委員会(もしくは特定の監査委員)が内部通報の窓口になっている会社の比率は 44.8%と監査役(会)設置会社の場合(27.6%)よりは比率が高いものの、一般的にはなっていない状況である(監査役(会)設置会社版問 13-6 参照)。取締役の職務執行の監査という監査委員会の職責を考えると、監査役(会)設置会社の場合と同様に内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 15-1 の監査委員会への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

問 17-1 監査委員の報酬等の制度（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	2	10.0%	6	24.0%	2	11.8%	6	27.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	18	90.0%	19	76.0%	15	88.2%	16	72.7%	3	100.0%	3	100.0%
3. 賞与の支給制度	3	15.0%	4	16.0%	3	17.6%	4	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	1	5.0%	1	4.0%	1	5.9%	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%
5. スtock・オプションの支給制度	4	20.0%	6	24.0%	4	23.5%	6	27.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	20		25		17		22		3		3	

- ・監査委員の報酬としては「2.月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で 14 ポイント減少して 76.0%となっており、監査役(会)設置会社の場合(93.6%)より少なくなっている。他方、「1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)」は 14 ポイント増加して 24.0%となり、監査役(会)設置会社の場合(6.5%)の約 4 倍となっている。
- ・「3. 賞与の支給制度」の採用は、16.0%と監査役(会)設置会社の場合(17.4%)とほぼ同じ水準となっている。

問 17-2 監査委員への賞与の支給の有無

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. あった	3	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	3	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

- ・監査委員の賞与制度を採用している会社ではすべての会社で実際に支給していることは前回調査と同様である。

問 17-3 監査委員の年額報酬額

①全体

上段:人数 下段:比率	2014年					2015年				
	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	0	0	3	3	0	0	0	5	5
	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	8.6%
200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	4	4	0	0	0	7	7
	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	12.1%
500万円以上～ 1,000万円未満	0	3	0	12	15	0	2	0	20	22
	0.0%	75.0%	0.0%	37.5%	34.9%	0.0%	50.0%	0.0%	47.6%	37.9%
1,000万円以上～ 1,500万円未満	0	0	0	7	7	3	0	0	7	10
	0.0%	0.0%	0.0%	21.9%	16.3%	25.0%	0.0%	0.0%	16.7%	17.2%
1,500万円以上～ 2,000万円未満	0	1	0	3	4	3	0	0	0	3
	0.0%	25.0%	0.0%	9.4%	9.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
2,000万円以上～ 3,000万円未満	4	0	0	2	6	2	2	0	2	6
	57.1%	0.0%	0.0%	6.3%	14.0%	16.7%	50.0%	0.0%	4.8%	10.3%
3,000万円以上	3	0	0	1	4	4	0	0	1	5
	42.9%	0.0%	0.0%	3.1%	9.3%	33.3%	0.0%	0.0%	2.4%	8.6%
合計	7	4	0	32	43	12	4	0	42	58
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

②上場会社

上段:人数 下段:比率	2014年					2015年				
	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	0	0	1	1	0	0	0	5	5
	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	9.6%
200万円以上～ 500万円未満	0	0	0	4	4	0	0	0	5	5
	0.0%	0.0%	0.0%	14.8%	10.8%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	9.6%
500万円以上～ 1,000万円未満	0	2	0	9	11	0	1	0	18	19
	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	29.7%	0.0%	50.0%	0.0%	47.4%	36.5%
1,000万円以上～ 1,500万円未満	0	0	0	7	7	3	0	0	7	10
	0.0%	0.0%	0.0%	25.9%	18.9%	25.0%	0.0%	0.0%	18.4%	19.2%
1,500万円以上～ 2,000万円未満	0	1	0	3	4	3	0	0	0	3
	0.0%	33.3%	0.0%	11.1%	10.8%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%
2,000万円以上～ 3,000万円未満	4	0	0	2	6	2	1	0	2	5
	57.1%	0.0%	0.0%	7.4%	16.2%	16.7%	50.0%	0.0%	5.3%	9.6%
3,000万円以上	3	0	0	1	4	4	0	0	1	5
	42.9%	0.0%	0.0%	3.7%	10.8%	33.3%	0.0%	0.0%	2.6%	9.6%
合計	7	3	0	27	37	12	2	0	38	52
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%

問 17-4 監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル

①社内常勤

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 執行役社長	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	1	8.3%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	4	33.3%	3	25.0%	4	50.0%	3	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	1	8.3%	3	25.0%	1	12.5%	3	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	5	41.7%	4	33.3%	2	25.0%	4	33.3%	3	75.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	0	0.0%	2	16.7%	0	0.0%	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	12	100.0%	12	100.0%	8	100.0%	12	100.0%	4	100.0%	0	0.0%

②社外常勤

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 執行役社長	0	0.0%	2	40.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	50.0%
2. 執行役副社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
4. 常務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役(部長兼務者を含む)	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	2	50.0%	2	40.0%	2	50.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
合計人数	4	100.0%	5	100.0%	4	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	2	100.0%

問 17-5 三委員会の委員の手当

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 委員会の委員には、三委員会 同額の手当が支給されている	3	17.6%	2	9.1%	3	20.0%	2	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 三委員会それぞれに手当があ るが、監査委員には他の委員より 多額の手当が支給されている	3	17.6%	5	22.7%	3	20.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員のみに手当が支給さ れている	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%
4. どの委員会の委員にも手当は 支給されていない	10	58.8%	13	59.1%	8	53.3%	12	60.0%	2	100.0%	1	50.0%
5. その他	1	5.9%	1	4.5%	1	6.7%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	17	100.0%	22	100.0%	15	100.0%	20	100.0%	2	100.0%	2	100.0%

・「4.どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が前回と同様過半を占めているが、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される。

#### IV 会社法改正の影響について

##### 問 18-1-1 監査等委員会設置会社への移行予定

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 移行する予定である(決定している)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性が出ていない	2	8.0%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	17	68.0%	25	86.2%	14	66.7%	21	84.0%	3	75.0%	4	100.0%
6. 検討するかどうか未定である	2	8.0%	1	3.4%	1	4.8%	1	4.0%	1	25.0%	0	0.0%
7. その他	4	16.0%	3	10.3%	4	19.0%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・監査役(会)設置会社の場合と異なり、未定の会社は少なく、ほとんどの会社は機関設計の変更を考えていない(監査役(会)設置会社版問 15-1 参照)。

##### 問 18-1-2 監査等委員会設置会社への移行の検討

※ 対象会社(「問 18-1-1 で選択肢 1～4 を選択した会社」)なし

### 問 18-2 社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失

	全体				上場				非上場			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
1. 社外取締役全員が「社外」資格を失う	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失う	5	20.0%	6	20.7%	5	23.8%	6	24.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 「社外」資格を失う社外取締役はいない	19	76.0%	23	79.3%	16	76.2%	19	76.0%	3	75.0%	4	100.0%
回答社数	25	100.0%	29	100.0%	21	100.0%	25	100.0%	4	100.0%	4	100.0%

・最も多いのが「3. 「社外」資格を失う社外取締役はいない」であり、8割近くを占めている。

### 問 18-3 会計監査人選任議案の決定プロセス

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	10	34.5%	9	36.0%	1	25.0%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査委員会で代替案を作成する	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	9	31.0%	8	32.0%	1	25.0%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査委員会側が自ら準備する	7	24.1%	6	24.0%	1	25.0%
5. その他	3	10.3%	2	8.0%	1	25.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・最も多いのが「1. 執行側で原案を作成し、それを監査委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる」の10社であるが、「3. 原案の作成等は監査委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」も9社であり、拮抗している。監査委員会側が主導して準備する(選択肢3及び4)の合計は55.1%で過半数に達しており、監査役(会)設置会社の40.8%をかなり上回っている(監査役(会)設置会社版問16-3参照)。

#### 問 18-4 責任限定契約1

##### 株主総会における、責任限定契約に関する定款変更の決議の有無

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 定款変更の決議を行った	17	58.6%	14	56.0%	3	75.0%
2. 定款変更の決議は行っていない	12	41.4%	11	44.0%	1	25.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

・直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行った会社は、全体で 58.6%と過半数に達し、監査役(会)設置会社の場合(全体で 29.6%、上場会社では 40.9%)よりも多い(監査役(会)設置会社版問 17-1 参照)。

#### 問 18-5 責任限定契約2 (責任限定対象役員)

##### 非業務執行役員のうち実際に責任限定契約を締結している人あるいは今後締結する予定の人の属性(複数回答可)

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 社外取締役(監査委員以外)	21	72.4%	17	68.0%	4	100.0%
2. 社外非常勤の監査委員	28	96.6%	24	96.0%	4	100.0%
3. 社外常勤の監査委員	4	13.8%	1	4.0%	3	75.0%
4. 社内非常勤の監査委員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 社内常勤の監査委員	9	31.0%	9	36.0%	0	0.0%
6. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	3	10.3%	3	12.0%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

- ・実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「2. 社外非常勤の監査委員」であり、全体で 96.6%と大多数を占めている。監査役(会)設置会社の場合には全体で 52.5%、上場会社でも 80.1%であり、これを上回っている(監査役(会)設置会社版問 17-2 参照)。
- ・次に多いのは「1. 社外取締役(監査委員以外)」であり、全体で 72.4%となり、監査役(会)設置会社の場合(全体で 49.6%)を上回っている(ただし上場会社は 78.1%であり、下回っている)。
- ・常勤もしくは社内の監査委員が責任限定契約を締結している割合は、監査役(会)設置会社の場合と同様社外非常勤と比べてかなり低い(監査役(会)設置会社版問 17-2 参照)。

問 18-6 コーポレートガバナンス・コードへの対応  
 コーポレートガバナンス・コードを受けた組織・体制の見直し

	2015年					
	全体		上場		非上場	
1. 組織や体制を見直し、コーポレートガバナンス・コードへの対応上必要と思われる改編を行った	1	3.4%	1	4.0%	0	0.0%
2. 組織や体制の見直しを行ったが、特に改編や対応はしなかった	1	3.4%	1	4.0%	0	0.0%
3. 組織や体制の見直しを行っている	9	31.0%	8	32.0%	1	25.0%
4. 今後検討する予定である	9	31.0%	8	32.0%	1	25.0%
5. 特に見直しをする予定はない	8	27.6%	7	28.0%	1	25.0%
6. 非上場であり該当しない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	1	3.4%	0	0.0%	1	25.0%
回答社数	29	100.0%	25	100.0%	4	100.0%

- ・本アンケートを実施した7月～8月時点では、「3.組織や体制の見直しを行っている」及び「4.今後検討する予定である」が合計で62.0%となり、すでに見直しを行った会社と検討中または検討予定の会社が合わせて68.8%となっている。
- ・「5.特に見直しをする予定はない」会社も全体で27.6%あり、従来からガバナンス体制の構築が進んでいる会社も一定数存在すると推測される。

以上